

(別紙)

令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号により半壊以上の判定を受けた家屋の解体費用の国庫補助について

1. 被害認定の区分と定義

- 「全壊」、「半壊」、「一部損壊」の区分については、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 30 年 3 月 内閣府防災担当）に基づき判定される。

1. 1 全壊

- 住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの

1. 2 半壊（大規模半壊を含む）

- 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、①大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの、あるいは②補修すれば元通りに再使用できる程度のもの

1. 3 一部損壊

- 住家が損壊しているが、使用できる程度のもの

2. 被害認定を受けた家屋の解体・撤去

2. 1 「全壊」判定家屋の解体・撤去

- 既に倒壊状態あるいは倒壊に近い状態となっており、所有者の意思確認を行った上で、生活環境保全上の支障が生じないように、すみやかに解体・撤去作業を行う必要があるため、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象としている。

2. 2 「半壊」判定家屋の解体・撤去

- 利用が困難であると所有者が判断したものについては、生活環境保全上の支障が生じないように、すみやかに解体・撤去作業を行う必要があるため、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とする。
- 一方、修復して再利用すると所有者が判断したものについては、所有者の費用負担のもと、修復、リフォーム等が行われる。リフォームにより生じた廃棄物は産業廃棄物に該当するため、所有者が委託（所有者の費用負担）したリフォーム事業者が責任を持って処理するものとなる。

(参考) 定義

被害の程度	認定基準
全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
半壊に至らない (一部損壊)	—

※ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 30 年 3 月 内閣府防災担当）

※ 全壊、半壊：「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法による

※ 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

※ 床上浸水：「災害の被害認定基準」に定めのない被害の認定基準として、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号消防庁長官通知）に「住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの」と定められています。

※ 床下浸水：「災害の被害認定基準」に定めのない被害の認定基準として、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号消防庁長官通知）に「床上浸水にいたらない程度に浸水したもの」と定められています。